

平成28年度短期入所生活介護指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	短期入所生活介護計画	○短期入所生活介護の利用開始時から空きがあれば延長することになっていて、当初の計画より利用期間を延長することになった利用者について、短期入所生活介護計画を更新する等の処置を行っていませんでした。利用期間が短期入所生活介護計画に位置付けた期間を超える場合には、当該計画を更新又は変更するか、支援経過記録等に記録を残す等適切な処理を行ってください。	都条例第111号第156条第1項	1
2	個人情報使用の同意	○利用者及び利用者家族から、個人情報を用いる場合の文書による同意を得ていない事例がありました。利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合の文書による同意が確実に得られるよう整えてください。	都条例第111号第167条で準用する第34条第3項、都条例施行要領第3の8の3(16)で準用する第3の1の3(21)③	1
3	事故報告	○区への事故報告書の提出が適切に行われていない事例がありました。当該事例については区へ事故報告書を提出してください。	都条例第111号第167条で準用する第39条	1
4	緊急短期入所受入加算	○緊急短期入所受入加算を算定するに当たって、緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めなければなりません。変更前後の居宅サービス計画を保存していませんでした。担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員から変更前後の居宅サービス計画の交付を受け、保存してください。	厚告第19号別表8注12 老企第40号第2の2(15)	1